令和５年４月15日発行第556号　毎月１回15日発行　栃木県行政書士会会報誌

行政書士とちぎ

4

Apr. 2023

No.556

栃木県誕生150年
みんなで創る、未来のとちぎ

栃木県行政書士会

https://gt9.or.jp/

マスコットキャラクター
アドちゃん
©高井研一郎

栃木県行政書士会会報誌
行政書士
とちぎ
2023年
4月号

CONTENTS

1 目次
2 日行連の一般倫理研修の義務化に関するお知らせ
4 栃木県行政書士会の動き
4 ○令和４年度福利厚生旅行
5 ○「倫理研修会」開催
5 ○シリーズ「相続」第４回研修会
6 ○経営革新計画研修会
6 ○令和４年度登録事前相談会
7 高齢者等生活サポート項目集
9 デジタルシフト入門
１０ 支部だより
１１ 栃木県行政書士会カレンダー（５月）
１２ 日行連だより
１３ 業務情報
１６ 申請取次行政書士の動向
１７ おじゃましま～す！
１８ 支局かわら版（芳賀）
１９ 研修会のお知らせ
２０ 会員の動き

No. 556

今月の表紙

堂の下の岩観音（那須町）

日行連の一般倫理研修の義務化に関するお知らせ 総務部

既に月刊「日本行政」や日本行政書士会連合会（以下、「日行連」とします。）のホームページなどでご存じの会員もいらっしゃるかと思いますが、令和５年８月３１日に日行連「倫理研修規則」が施行となり、全国の行政書士は、約３時間の一般倫理研修を５年に１回受講し、修了することが義務となります。

研修会の受講方法

現在会員である皆さんは、今年度のうち（令和６年３月３１日まで）に修了する必要がありますので、①、②のいずれかの方法で受講されますようお願いいたします。

①各自、日行連中央研修所の研修サイトからビデオ・オン・デマンド（Ｖ・Ｏ・Ｄ）方式で視聴をする。（インターネットによる視聴）

《注》サーバーの負荷を軽減させるため現在、分散受講期間になっています。
栃木会会員がＶ・Ｏ・Ｄで受講できるのは、

令和５年５月１７日（水）～５月２３日（火）

令和５年７月１９日（水）～７月２５日（火）の２回のうちいずれか

もしくは分散受講期間終了後（**令和５年８月１６日（水）以降**）です。

②Ｖ・Ｏ・Ｄ方式で視聴できない方は、栃木会が開催する集合形式での日行連一般倫理研修会を受講する。

栃木会では、Ｖ・Ｏ・Ｄと同じ内容の集合形式の研修会を令和５年度に複数回開催します。
最初の研修会は７月を予定しております。
詳しくは「行政書士とちぎ」６月号に掲載しますので、ご確認のうえ、お申込みください。

気を付けて！

日行連「職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則」第２２条の改正規定により、令和５年８月３１日以降に職務上請求書の購入申込みをする際、この一般倫理研修の修了証が必要になります。
職務上請求書の購入を予定されている方は、８月までに受講を済ませておく必要があります。

➡ 次ページの日行連一般倫理研修に関するＱ＆Ａもご確認ください。

■日行連一般倫理研修に関するＱ＆Ａ

Ｑ１．受講しないとどうなりますか？

Ａ．日行連「会則」６２条の２第３項に定められた義務ですので、未受講の方への通知や勧告などを無視して受講しないままでいると処分の対象になります。

Ｑ２．先日、栃木会の倫理研修会に参加したのですが、日行連の研修も受講しないとダメですか？

Ａ．根拠の規則も内容も異なりますので、受講をお願いします。

Ｑ３．日行連中央研修所の研修サイトを利用したことが無いのですが？

Ａ．日行連のトップページから、「中央研修所サイト研修サイト」のバナーをクリックしますとログインページが表示されます。そこに**<<中央研修所研修サイト利用マニュアル（一般倫理研修）>>**が掲載されていますので、手順に沿って受講をお願いします。

Ｑ４．研修の“受講”と“修了”は何が違うのですか？

Ａ．前出①のＶ・Ｏ・Ｄ方式で受講された場合、全て視聴された後で簡単なテスト（すべての視聴を確認するためのキーワード入力）があり、テストに合格した方は修了証発行ボタンを押すことで修了となります。テストに合格できなかった場合でも、何度でも視聴が可能ですので修了できるまで受講してください。前出②の集合形式で受講された場合、テストはありませんが、全科目を離席せずに受講した方にのみ修了証を発行します。

Ｑ５．Ｖ・Ｏ・Ｄで分散受講期間が２回設定されていますが、どちらも受講しなければならないのですか？

Ａ.分散受講期間のいずれか、もしくは分散受講期間終了後に１回受講するだけで構いません。

Ｑ６．中央研修所のＶ・Ｏ・Ｄは３時間全部を一度に視聴しなくてはならないのですか？

Ａ．何回かに分けて視聴されても問題ありません。分散受講期間においては栃木会会員の受講期間内でお願いします。

Ｑ７．Ｖ・Ｏ・Ｄで受講、修了した場合、どこかに報告をする必要はありますか？

Ａ．中央研修所の受講状況は日行連で把握していますので、日行連にも栃木会にも報告の必要はありません。

Ｑ８．受講状況を日行連や栃木会で把握しているのであれば（８月３１日以降）職務上請求書を購入する際、修了証は無くてもデータで確認してもらえるのですか？

Ａ．修了データを栃木会で確認できるまでタイムラグがあること、日行連「職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則」第２２条に職務上請求書購入申込みの際に“倫理研修を修了したことを証する書類を添えて”と規定されていることから、修了証を印刷（コピー）して添付する必要があります。

■Ｖ･Ｏ･Ｄの操作で特にご注意いただきたいこと

① 視聴完了後に表示されるメッセージは、必ず「ＯＫ」をクリックしてください。
押さないと視聴履歴が記録されず、最後まで視聴したとしても視聴率が１００％となりません。

② テスト合格後に表示される「修了証発行」ボタンは必ずクリックしてください。押さないと修了日が確定しません。

③ 途中まで視聴し、あとで続きを視聴する場合には、「視聴中断」をクリックしてください。
「■（停止）」や「||（一時中断）」を押した場合は、あとから続きを視聴することはできません。

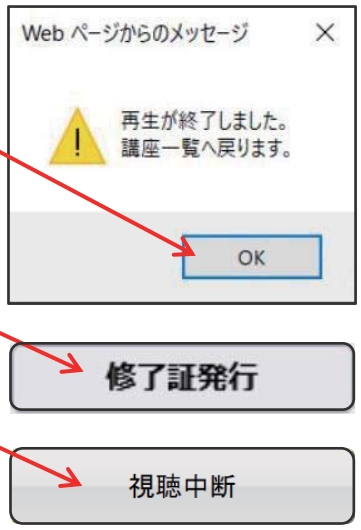

令和４年度福利厚生旅行

３月４日（土）に、福利厚生事業の一環として「偕楽園の梅まつり見学と那珂湊でのお買い物」の日帰り旅行が実施されました。

コロナ禍のため長らく見合わせていた旅行でしたが、那須・宇都宮方面から１８名、小山・栃木方面から１２名の参加を得て、バス２台で念願の旅行が実現しました。まだ、コロナやインフルエンザ等の懸念があるため車内での飲食を制限し、行政書士会としてはアルコールの提供の無い初めての旅行となりました。

当日は雲一つない晴天に恵まれ、参加者の皆さんは、久しぶりの行楽地の賑わいを存分に楽しまれているようでした。

２台のバスは、各集合場所から「壬生ハイウェイオアシス」で合流し、北関東道にのって「偕楽園」を目指します。千波湖周辺の駐車場から偕楽園に向かう陸橋には、大勢のいわゆる「撮り鉄」さんが梅林を背景に列車を撮影しようと待ち構えていました。普段なら混雑を嘆くところですが、少しずつ日常が戻っていることにほっとして、寛大な気持ちでカメラの後ろを邪魔しないように通り抜けました。

紅梅、白梅、しだれ梅など園内には約１００品種、３０００本の梅が植えられています。「衆と偕に（ともに）楽しむ園」の名の示すとおり、「偕楽園」は春爛漫に咲き誇る梅の花をめでる人々でいっぱいでした。振り袖姿の「ミス梅娘」と一緒に写真を撮る会員もいましたが、梅の香りにつつまれ、見事な枝ぶりや花の表情に魅せられて、多くの会員が癒されたのではないかと思います。

那珂湊でも海に面して立ち並ぶ海産物店は行きかう人で混雑していました。ひときわ人気で長蛇の列をなしていたのは、生牡蠣を店先でさばいて売る店でした。北海道産の特大の生牡蠣は流水で洗って殻ごと供されるのですが、ポン酢をたらして一口に頬張るつもりが、口に入りきれず上を向いて飲み込みました。光り輝く乳白色の生牡蠣が磯の香りとコクのある旨味と共に胃袋に落ちていく時、一瞬「まいう～」の声が頭の中に鳴り響きます。

お昼は刺身盛り合わせ定食で、会員同士の会話も盛り上がり、あちこちから笑いが聞こえていました。

その後『かねふくめんたいパーク』に行き、出来立ての明太子を試食しました。明太子を使った商品も多く、明太子入りのソフトクリームをデザートに食べました。甘味の後にピリリと辛さが追いかけてきて、飽きないおいしさです。満腹のお腹とお土産を抱えて無事に家路につきました。

あっという間の旅行でしたが、会員同士の親睦に、また日頃できなかった家族への感謝のひとときを過ごされた会員もいらしたようです。それぞれの思いを胸に、有意義な小旅行になったと思います。今度は一泊旅行で皆さんと会いましょう。お楽しみに！

（総務部　田村尚枝）

「倫理研修会」開催

３月２日（木）教育会館５階小ホールにて、会員２５名の参加のもと、栃木県行政書士会倫理研修規則に基づく倫理研修会が開催されました。

はじめに安野会長の挨拶があり、当会顧問弁護士である今泉法律事務所の伊藤一弁護士・伊藤幹哲弁護士から「行政書士の業務における委任の実務と人権への配慮」をテーマにお話をいただきました。

行政書士業務を進める上で必要不可欠である民法上の委任契約、善管注意義務、報告義務、引渡義務、報酬等の内容について、具体的な事例に当てはめながら解説していただきました。私自身もこれまでに対応してきた業務の事例を思い出しながら、その時の対応は適切だったのだろうか、より適切な対応があったのだろうかと考えさせられました。

遺産分割協議書の作成のように戸籍を収集する場合は、特に人権への配慮する事が大切であり、職責を果たすために職務上請求書を使う事が認められていることから、十分な自覚が必要であるといった言葉が印象的でした。

倫理といったテーマは業務に直接関係ない分野だと思われるかもしれませんが、日頃の業務の進め方を見つめなおし、より良い仕事を模索する良い機会になったと感じました。

日本行政３月号にも掲載があるとおり、日本行政書士会連合会会則の改正が総務大臣から認可されたことにより、日本行政書士会連合会中央研修所が提供するＶＯＤを活用した「一般倫理研修」の受講が義務付けられることとなりました。「一般倫理研修」については今回開催した単位会主催の倫理研修会とは異なる研修であり、全ての会員が期限内に受講しなければなりません。職務上請求書の購入申込みが制限されるといった影響も出てきますのでご注意下さい。会員の皆様には、計画的に期限内の受講をお願い申し上げます。

（総務部　小池　学）

シリーズ「相続」第４回研修会

相続シリーズ第４回目は３月２３日（木）午後１時半より栃木県行政書士会館２階会議室にて「成年後見制度」の研修会が開催され、Ｚｏｏｍによる参加者も含め、２５名が受講されました。

講師には、成年後見の受任実績のあるＮＰＯ法人成年後見支援センターフォレストの野村泰紀理事から「法定後見」の実務上の手続について事例を交えて説明されました。成年後見人の選任については、家庭裁判所に提出する後見申立書の「成年後見人等候補者欄」に依頼したい法人又は個人を記入しても、裁判所の職権で司法書士や弁護士に選任されることもあるとのことでした。

また、「任意後見」の説明では、同法人の金田修治理事長から法定後見は親族等から家庭裁判所に申し立てることで後見人が選任されるが、任意後見では本人の将来に備えて判断能力が低下し、法定後見が必要となる前の予防のために依頼者が任意後見人を自由に選任し、生活上での療養監護

や財産管理の代理事務を与えて見守ってもらう制度であるとの説明がなされました。当事者間で任意後見契約書を公正証書にして取り交わすことや後見事務を開始するには、任意後見人の事務処理が適正に実施されているか監督する任意後見監督人を家庭裁判所から選任してもらうことになるので、依頼者側においては両者に毎年報酬を支払う義務が発生してくる。このため、ある程度の資産がないと安易に後見人を付けられない点も説明されました。

今回の研修では、後見人を受任する上で非常に参考となる話を聞くことができました。

（市民法務部　村上和雄）

経営革新計画研修会

３月２２日（水）１３時３０分より「企業経営と経営革新計画について」の研修会が行政書士会館７名とオンライン１２名の参加で行われました。

講師は栃木県よろず支援拠点コーディネーターで中小企業診断士の山下典江先生にお願いしました。

経営革新計画とは、中小企業等経営強化法に基づき事業者が新事業活動に取り組み、経営の相当程度の向上を図ることを目的に策定する中期的な経営計画書です。

内部環境分析（自社の強み・弱み）と外部環境分析（業界・市場・状況・競合）によりクロス分析を行い、事業の方向性を見極め、事業コンセプトを決め、会社の将来あるべき姿＝ビジョンを描く展開から事業計画を組み立てます。

「自社の強みを活かし、ビジネスチャンスを捉え、独自性や優位性で現在の経営課題を克服し、事業の成長・経営の安定を目指す」というストーリーをいかに描けるかという点が経営革新計画の肝です。

経営革新計画のメリットとして、補助金によっては審査の際に加点される、政府系金融機関からの融資の際、金利を優遇してもらうことができる、県制度融資などの支援を受けられるなどの点が挙げられますが、それらが保証されたものではないことに留意してくださいとの説明がありました。

申請書自体はそれほど難しいものではなく、申請すれば審査を落とされることはないとのことですが、記載されたストーリーが絵に描いた餅であってはいけないのは言うまでもありません。

山下先生の講義を受けてみて、行政書士の業務に取り組むスタイルは中小企業診断士のそれと大きく異なる印象を受けました。国家資格者の独自性というべきものでしょうが、ベースにある知識が異なるので、ポイントのひとつひとつがとても興味深く理解することができました。

中小企業支援部では今後とも栃木県よろず支援拠点との交流を相互に深め、中小企業診断士の先生方のサポートを得ながら、企業経営を後押しする知識と技量を身に着けるための研修会を実施してまいります。

（中小企業支援部　河田　力）

令和４年度登録事前相談会

３月９日（木）行政書士会館２階の会議室において、登録事前相談会が開催されました。

これは、毎年行政書士試験の合格発表後の３月に開かれており、今年の参加者は１４名でした。まず、１０時から事務局による登録のための説明があり、１１時からは総務部主催の相談会がありました。総務部からは青木理事、室賀理事と田村で対応しました。

初めに、総務部員がそれぞれの行政書士開業当時を振り返りながら自己紹介をしました。行政書士試験と行政書士実務は内容が大きく異なるため、参加者からは次々と熱心な質問を受けました。「営業はどのようにするのか」、「ホームページなどによる集客は効果的か」、「実務を身につけるにはどうしたらよいか」、「報酬はどう決めるのか」さらに「会社員として兼業が成り立つのか」などです。なかには、「それぞれの年間所得を教えてください。」というかなり踏み込んだ内容の質問もあり、私たちが答えに窮する場面もありました。参加者のほぼ全員から質問を受け、予定していた時間を大幅に上回る結果となりました。

デジタル化の推進により、今後行政書士の業務も様々な変化があると思います。一部の業務は将来縮小されるのではないか、と心配されています。しかし「国民の権利利益に資する」という行政書士の使命を思えば、その業務は今後より重要になってくると思います。熱心で向学心に富む後輩たちがいるかぎり、その変化に十分対応していくことだろうと心強く感じました。

（総務部　田村尚枝）

１９．ひきこもり支援推進事業について

厚生労働省では、平成２１年度からひきこもり支援を一層充実させ、「ひきこもり支援推進事業」に取り組んでいます。

■ひきこもり地域支援センター設置運営事業（平成２１年度～）

ひきこもりに特化した専門的な相談窓口としての機能を有する「ひきこもり地域支援センター」が都道府県、指定都市に設置されている。

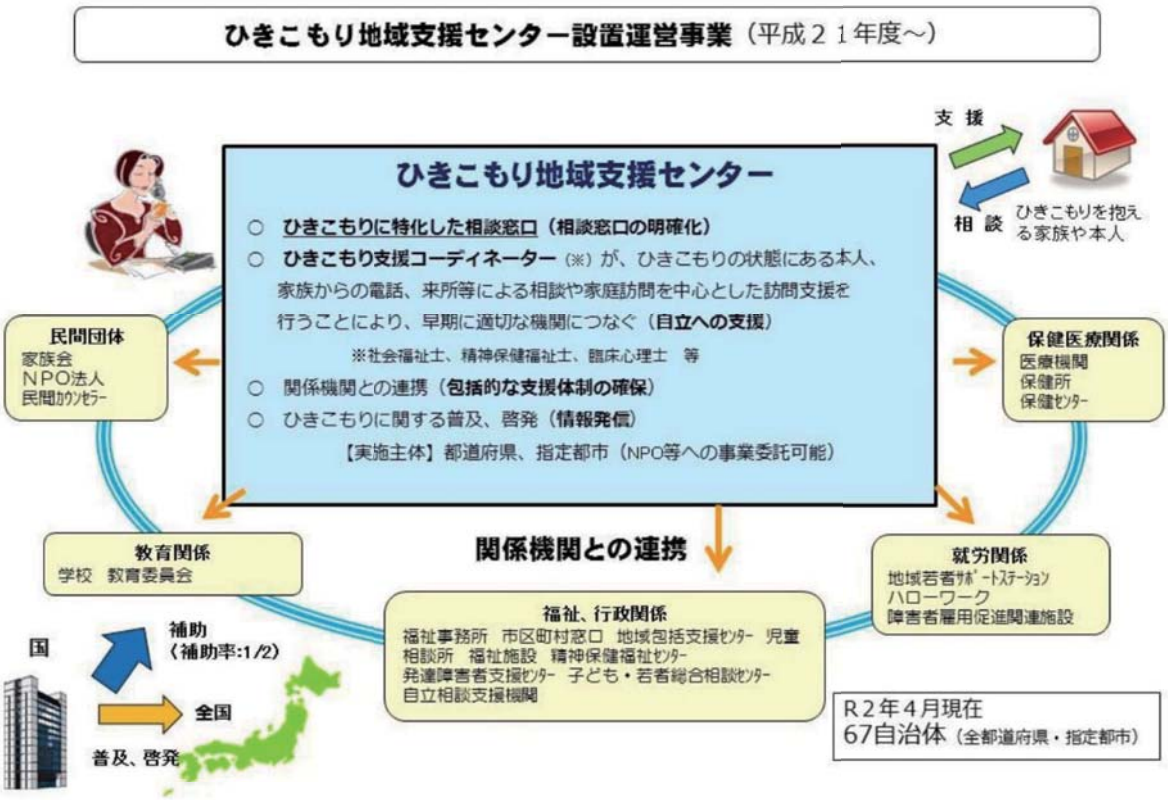

《出典》厚生労働省ウェブサイト
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/hikikomori/index.html)

栃木県子ども若者・ひきこもり総合相談センター（愛称：ポラリス☆とちぎ）では、教育、福祉、保健、医療、雇用、矯正、更生保護等の様々な分野の国、県、市・町、民間団体など地域の様々な関係機関と連携して、困難を有する子ども・若者の健全育成や若者等の自立をサポートしています。特に困難なケースについては、栃木県子ども・若者支援地域協議会の

事務局として様々な関係機関と打合せをしながら連携による総合的支援を行う場合もあります。(※このセンターは、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者総合相談センター」、ひきこもり対策推進事業実施要領に基づく「ひきこもり地域支援センター」です。)

■ひきこもり支援に携わる人材の養成研修（平成２５年度～）

ひきこもり支援を担当する市区町村の職員等を対象とする「ひきこもり支援従事者養成研修」や、当事者に対する訪問支援等(ピアサポーター活動を含む)に関心のある方を対象とする「ひきこもりサポーター養成研修」を実施し、ひきこもり支援を適切に行える人材を養成することにより、ひきこもり支援の質の向上を図ることを目的としています。

■ひきこもりサポート事業（平成３０年度～）

市町村において、ひきこもり支援の基盤を構築し、ひきこもり状態にある方の状況に応じた社会参加に向けた支援を図るため、ひきこもり支援に関する相談窓口の周知やひきこもりの実態把握、ひきこもり状態にある方やその家族が安心して過ごせる居場所づくり、ひきこもりサポーターの派遣等を行っています。

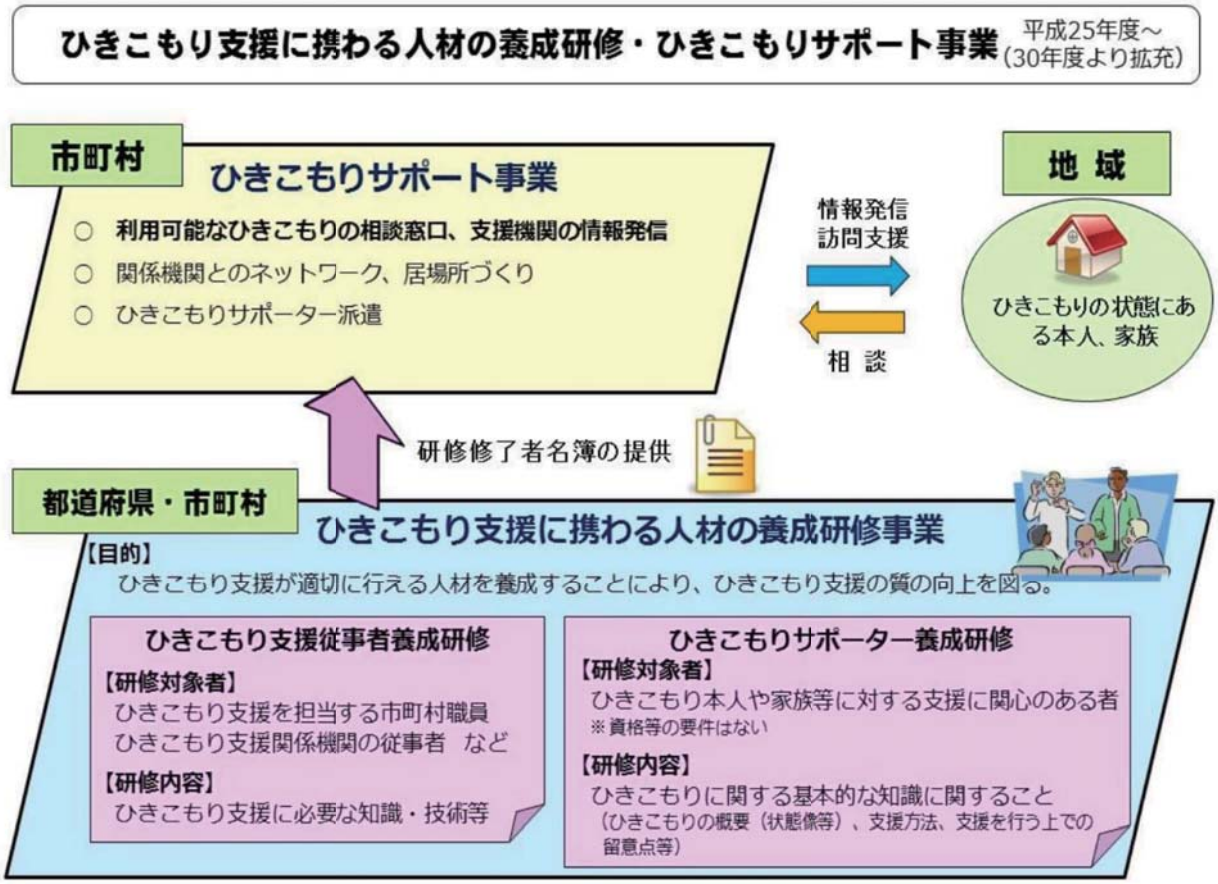

《出典》厚生労働省ウェブサイト
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/hikikomori/index.html)

デジタルシフト入門

デジタルシフト推進委員会

第7回　ＣｈａｔＧＰＴ（チャットＧＰＴ）

これまで、何回かＡＩ技術を用いたサービス、アプリ等を取り上げてきました。今回は、ＮＨＫ等のテレビでも取り上げられ、話題のＣｈａｔＧＰＴ（チャットＧＰＴ）について紹介したいと思います。

ＣｈａｔＧＰＴって何？

ＣｈａｔＧＰＴは、イーロン・マスク氏ら複数の投資家が設立した人工知能（ＡＩ）研究団体「ＯｐｅｎＡＩ」によって開発された対話型の高精度言語ＡＩサービスで、２０２２年１１月３０日に発表されました。

公開から１週間で、登録ユーザー数が１００万人を達成したＣｈａｔＧＰＴは、言語型ＡＩを一気に社会に知らしめ、来るべき世界の予感を感じさせます。

「ＯｐｅｎＡＩ」は、ＣｈａｔＧＰＴについて以下の点を特徴として挙げています。

・やりとりの流れに沿って質問に回答できる
・質問の前提が正しくない場合に異議を唱えられる
・適切でない質問への回答を拒否する

アップル社のSiri、マイクロソフトのコルタナ、グーグル社のアシスタント等の既存ＡＩサービスは音声ですが、ＣｈａｔＧＰＴは、文字で回答することに違いがあります。

ＣｈａｔＧＰＴを使ってみる

ＣｈａｔＧＰＴは、ブラウザ上で利用できるサービスです。無料版と有料版があり、有料版は優先的に回答をしてくれ、応答速度も速いという利点はありますが、現在は無料版でも応答速度が数秒ですので十分だと思います。但し、ピーク時には「定員に達しています」とログインできないこともあります。

ＣｈａｔＧＰＴの利用手順は以下のようになります。

１．ブラウザで「ＯｐｅｎＡＩ」のページにアクセス
２．サインイン（グーグルアカウントかマイクロソフトアカウントでも可能）
３．スマホ番号を入力（スマホにショートメッセージで認証コードが届くので入力して完了）

これで利用可能となりますので、質問ができます。質問をすると数秒待てば、人間と会話しているかのような自然な文章で回答を返してくれます。

ちなみに、行政書士業務の能率を上げるアプリは？　と質問したところ

１．電子署名アプリ
２．ＯＣＲアプリ
３．契約書作成アプリ
４．自動翻訳アプリ
５．スケジュール管理アプリ

と回答してくれました。興味深いものがあります。

ＣｈａｔＧＰＴの期待される活用イメージ

１．グーグルに変わる検索エンジン
２．多言語に対応した議事録作成
３．コンテンツ作成
４．カスタマーサービス
５．プログラムコード作成

など考えられます。数年のうちに、我々の業務にも何らかの影響がある可能性が充分に予測できます。

但し、優れた技術には、二面性があります。悪意あるプログラム作成、フェイクニュースの発信、特定の意見の操作等です。ＡＩによるリーガルチェックも法務省では違法性の確認も進めているようです。

ＣｈａｔＧＰＴは、説得力のありそうなもっともらしい回答が返ってきます。誤りに気づき難い面があり、真偽を確かめる必要があります。正しい使い方を学び、正しく使うことが必要です。

デジタルシフト推進委員会では、会員のデジタルスキルアップを図るため、研修会を開催しています。

また会員サイトには、紹介したアプリやツールの紹介動画も掲載しています。こちらもぜひご利用ください。

（室賀　芳明）

支部だより

【佐　野】

佐野支部研修会開催

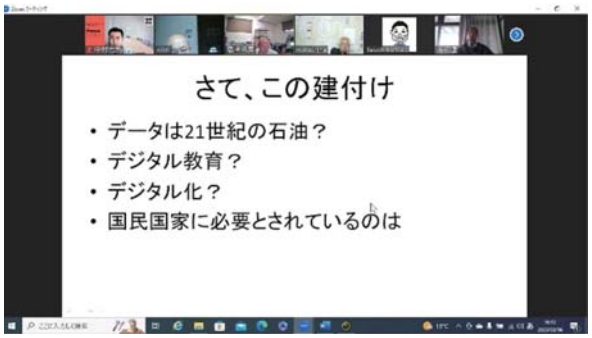

３月６日（月）午後３時から４時３０分まで佐野支部研修会がＺｏｏｍを使用したリモート形式にて開催されました。支部会員合計１０名が参加しての開催になりました。

今回の研修会では【いまさら聞けない？顧客重視でリスク管理！行政書士のためのＩＴ技術入門（個人情報保護編）】を題目とし、佐野支部栗原副支部長が講師を務めてくださいました。

個人情報保護に関する法律の改正された条文解説よりも法制定に至るまでの歴史、日本と諸外国の制度比較に重きを置いた講義であり、法制定の背景を学ぶ機会はそうそうありませんので大変興味深い内容でした。講義終了後には質疑応答の時間も設けられ、たくさんの質問がなされました。受講者の関心度の高さを伺うこともできました。

佐野支部では３年連続でリモート形式による支部研修会開催となりました。新たなかたちにての研修会開催にもだいぶ慣れ、トラブルも生じることなくスムーズな開催となりました。

講師の栗原副支部長から研修会案内とともに参考資料や事前資料を送っていただいたこともあり、予習出来た状態で研修会に臨むことができました。当日の資料も１５０ページ近い資料を作成いただき、大変分かりやすい講義を受講できたことに感謝いたします。

（佐野支部　中村光男）

財務経理部から会費振替のお知らせ

４月は会費納入月です。口座振替の方は残高不足にご注意ください。振替日は次のとおりです。

Ｔ－ＮＥＴ経由会員（※１）	４月２７日（木）
経由しない会員（※２）	４月２５日（火）

※１　平成２１年１２月までに登録済でＴ－ＮＥＴの用紙をご提出いただいた会員か、平成２２年１月以降の入会で口座振替の申請をしていただいた会員

※２　平成２１年１２月以前から口座振替で、Ｔ－ＮＥＴの用紙をご提出いただいていない会員

Ｔ－ＮＥＴとは、日本全国の金融機関（ネット銀行含む）から会費振替が可能なサービスのことです。振替口座を変更したい方は、事務局までご連絡ください。

栃木県行政書士会カレンダー（５月）

日		予　　定	時　　間	主　　催
8	月	行政書士無料相談 （於:宇都宮市役所２階市民相談コーナー）	10:00～15:00	宇都宮支部
10	水	ＴＩＡ（栃木県国際交流協会）相談会	10:00～12:00	国際部
		広報部会	13:00～	広報部
		申請取次新規受付	13:30～16:30	申取管理委員会
		外国人在留資格無料相談 （於:足利市生涯学習センター２階マナヴィの部屋）	13:00～16:00	足利支部
11	木	登録説明会	10:00～	総務部
		総務部会	13:30～16:30	総務部
17	水	ＫＩＦＡ（鹿沼市国際交流協会）相談会	10:00～12:00	国際部
		行政書士専門相談（於:小山市役所新庁舎２階相談室） （予約問い合わせ:小山市生活安心課 0285-22-9282）	10:00～12:00	小山支部
		行政書士による相談（於：田沼中央公民館） （問い合わせ:佐野市市民生活課 0283-20-3014）	13:30～16:00	佐野支部
18	木	封印報告書確認	13:30～15:00	封印管理委員会
19	金	行政書士無料相談（於:栃木市役所本庁舎２階市民相談室）	14:00～16:00	栃木支部
22	月	推薦委員会	13:00～13:30	
24	水	職務上請求書管理委員会	13:30～16:30	総務部
		行政書士専門相談（於:小山市役所新庁舎２階相談室） （予約問い合わせ:小山市生活安心課 0285-22-9282）	10:00～12:00	小山支部
		行政書士専門相談 （於:野木町老人福祉センター「ホープ館」相談室） （予約問い合わせ:野木町社会福祉協議会　0280-57-3100）	10:00～12:00	小山支部
		行政書士無料相談（於:壬生町役場１階１０２会議室） （予約問い合わせ:壬生町生活環境課くらし安心係 0282-81-1826）	14:00～16:00	栃木支部
25	木	行政書士専門相談 （於:下野市保健福祉センター「ゆうゆう館」会議室） （予約問い合わせ:下野市市民協働推進課　0285-32-8887 ）	10:00～12:00	小山支部
26	金	令和５年度定期総会 （於:『ホテルニューイタヤ』天平の間）	13:00～15:30	
28	日	市民プラザ無料相談会 （於:うつのみや表参道スクエア５階市民プラザ）	13:00～16:00	宇都宮支部
30	火	登録説明会	10:00～	総務部

日行連だより

日行連から届いた文書の内、会員の皆様に役立つ文書の表題等を掲載いたします。文書の写し等必要な方は事務局までご一報ください（要実費）。

日行連№	受信日付	文書の表題
1717	R5. 3. 10	令和５年３月分会費納入について
1762	R5. 3. 16	資源有効利用促進法に基づく省令等の改正について
1763	R5. 3. 16	建設副産物情報交換システムの現場掲示様式への対応について
1767	R5. 3. 16	労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定等について
1616	R5. 3. 24	令和５年４月１日施行の改正行政書士法及び行政書士登録事務取扱規則様式の一部改正について
1798	R5. 3. 24	資源有効利用促進法省令の改正及びストックヤード運営事業者登録規程について
1801	R5. 3. 24	ＮＰＯ法人ポータルサイトにおけるウェブ報告システムの運用開始について
1810	R5. 3. 24	申請時来庁方式における交付申請書添付写真と本人の確認について
1836	R5. 3. 24	「特定行政書士業務ガイドライン（第３版）」の送付について
1838	R5. 3. 24	農地法第３条第２項第５号の下限面積の廃止について
1834	R5. 3. 31	「本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得に関する報告書」について
1843	R5. 3. 31	相談対応マニュアルの配布について
1852	R5. 3. 31	行政書士法施行規則の一部を改正する省令の交付について

特定行政書士法定研修のご案内

本年度よりＷＥＢ申込となります。

受講を希望される方は日行連ホームページ　＞　お知らせ　＞　令和５年度特定行政書士法定研修の御案内に掲載されている「令和５年度特定行政書士法定研修募集要項.pdf」をご確認のうえ、お手続きください。

（1）申込期間

２０２３年4月3日（月）９：００～6月２３日（金）１７：００

※再受講・再受験を希望される方も期間内の申込みが必要です。

※申込期間は厳守いただくようお願いいたします。

（2）申込・受込講料払込方法

日行連ホームページのトップにバナー表示されている「会員ログイン」（連ｃｏｎ）から特定行政書士法定研修申込ページにアクセスしてお申込みください。

（3）受講期間（ビデオ・オン・デマンド）

２０２３年８月１日（火）～９月２０日（水）

（4）考査日程（会場）

２０２３年１０月２２日（日）１４：００～１６：００

※考査会場は、９月上旬（予定）に会員専用サイト「連ｃｏｎ」内で発表されます。

経営事項審査の経理状況に係る経過措置の終了について
～栃木県県土整備部より～

標記の件について、栃木県県土整備部監理課より周知依頼がありました。
令和５年４月１日以降に審査基準日を迎える事業者については、公認会計士や建設業計理士等の算出に係る経過措置がなくなり、講習等の受講が必要になります。
具体的な「年度」の考え方につきましては県のホームページをご確認ください。

［栃木県ＨＰ］公認会計士等数の算出に係る経過措置がなくなります！お気を付けください。
ホーム ＞ 産業･しごと ＞ 建設業 ＞ 経営事項審査 ＞【令和５年４月１日以降の審査基準日対象】公認会計士等数の算出に係る経過措置がなくなります！お気を付けください。
https://www.pref.tochigi.lg.jp/h01/4gatsu1nichi.html

建設業許可に係る初心者用解説ページの公開について
～栃木県県土整備部より～

標記の件について、栃木県県土整備部監理課より周知依頼がありました。
詳細は、県のホームページをご確認ください。

［栃木県ＨＰ］栃木県の建設業許可解説ページ
ホーム ＞ 産業・しごと ＞ 建設業 ＞ 建設業許可 ＞ †栃木県の建設業許可解説ページ†
https://www.pref.tochigi.lg.jp/h01/work/kensetsugyou/kyoka/1281921353172.html

「相続土地国庫帰属制度のご案内」(申請の手引き)が公開されました
～日行連より～

標記の件について、日行連より周知依頼がありました。
詳細は、総務省のホームページをご確認ください。

［法務省ＨＰ］「相続土地国庫帰属制度の概要」
トップページ ＞ 法務省の概要 ＞ 組織案内 ＞ 内部部局 ＞ 民事局 ＞ 相続土地国庫帰属制度について ＞ 相続土地国庫帰属制度の概要
https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00457.html

農地法第３条第２項第５号の下限面積の廃止について
～日行連より～

標記の件について、日行連より周知依頼がありました。
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が令和５年４月１日から施行されます。
農地法第３条第２項第５号に規定されている下限面積要件が令和５年４月１日から廃止されることになりましたが、他の要件は引き続き維持されますのでご留意ください。
詳細については農林水産省のホームページをご確認ください。

［農林水産省ＨＰ］下限面積要件（農地法第３条第２項）の廃止について
ホーム ＞ 経営 ＞ 地域計画
https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/chiiki_keikaku.html

「本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得に関する報告書」について（周知）　～日行連より～

標記の件について、財務省国際局調査課より日行連経由で周知依頼がありました。
詳細については、当会ＨＰ会員専用「業務情報」に掲載されている下記の資料をご確認ください。

「本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得に関する報告書」について.pdf
　リーフレット.pdf
「本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得に関する報告書」（別紙様式第 二十二）の様式及び記入の手引.pdf
　外為法の関係条文.pdf

道路工事施行承認申請等における手続方法の一部変更について（宇都宮市）　～宇都宮市建設部より～

標記の件について、宇都宮市建設部道路管理課より周知依頼がありました。
詳細については、当会ＨＰ会員専用「業務情報」に掲載されている下記の資料をご確認ください。

【宮道管第 2689 号】道路工事施行承認申請等における手続方法の一部変更について.pdf
　道路占用や施行承認等の道路の手続に関する電子申請を実施しています.pdf

「産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業許可に係る審査基準」の一部改正について　～栃木県環境森林部より～

標記の件について、栃木県環境森林部資源循環推進課より周知依頼がありました。
令和５年３月１３日に県北環境森林事務所が新那須庁舎で業務を開始することから、住所とＦＡＸ番号が変更になります。移転に伴う電話番号の変更はありませんが、ＦＡＸ番号が変更になります。

○ 県北環境森林事務所
　住　　所 〒324-0041 大田原市本町２丁目 ２８２８－４（那須庁舎５階）
　電話番号 ０２８７－２２－２２７７
　ＦＡＸ ０２８７－２３－６３６６

資源有効利用促進法省令の改正及びストックヤード運営事業者登録規程について　～日行連より～

標記の件について、日行連より周知依頼がありました。
詳細については、当会ＨＰ会員専用「業務情報」に掲載されている下記の資料をご確認ください。

【日行連発第 1798 号】資源有効利用促進法省令の改正及びストックヤード運営事業者登録規程について.pdf
（建設業者向けチラシ）「資源有効利用促進法」を知っていますか？.pdf
（ストックヤード業者向けチラシ）ストックヤードの登録制度をご利用ください.pdf
「資源有効利用促進法省令の改正及びストックヤード運営事業者登録制度について」一式
「ストックヤード運営事業者登録規程の補足説明及び運用」一式
「省令の補足説明及び運用」一式

資源有効利用促進法に基づく省令等の改正について
～日行連より～

標記の件について、日行連より周知依頼がありました。
詳細については、当会ＨＰ会員専用「業務情報」に掲載されている下記の資料をご確認ください。

【日行連発第 1762 号】資源有効利用促進法に基づく省令等の改正について.pdf
令和５年国土交通省第 6 号.pdf
令和５年国土交通省告示第 157 号.pdf
令和５年国土交通省告示第 158 号.pdf

建設副産物情報交換システムの現場掲示様式への対応について
～日行連より～

標記の件について、日行連より周知依頼がありました。
詳細については、当会ＨＰ会員専用「業務情報」に掲載されている下記の資料をご確認ください。

【日行連発第 1763 号】建設副産物情報交換システムの現場掲示様式への対応について.pdf
建設副産物情報交換システムの現場掲示様式への対応について（事務連絡）.pdf
再生資源利用（促進）計画書現場掲示用の印刷方法について.pdf
（参考）再生資源利用（促進）計画の掲示様式について（事務連絡）.pdf

労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定等について
～日行連より～

標記の件について、日行連より周知依頼がありました。
詳細については、当会ＨＰ会員専用「業務情報」に掲載されている下記の資料をご確認ください。

【日行連発第 1767 号】労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定等について.pdf
国交省事務連絡.pdf

医療法人の定款（寄附行為）の変更における附則の記載について
～栃木県保健福祉部より～

標記の件について、栃木県保健福祉部医療政策課より周知依頼がありました。
詳細については、当会ＨＰ会員専用「業務情報」に掲載されている下記の資料および栃木県のホームページをご確認ください。

医療法人の定款（寄附行為）の変更における附則の記載について.pdf
＜医療法人の皆さまへのお知らせです＞.pdf

［栃木県ＨＰ］医療法人に関する申請・届出について(2) 定款(寄附行為)変更認可申請
ホーム ＞ 医療 ＞ 医療機関 ＞ 医療法人に関する申請・届出について ＞ （２） 定款（寄附行為）変更認可申請
https://www.pref.tochigi.lg.jp/e02/welfare/iryou/ippan/1186464074236.html

ＮＰＯ法人ポータルサイトにおけるウェブ報告システムの運用開始について
～日行連より～

標記の件について、日行連より周知依頼がありました。
詳細は、内閣府のホームページをご確認ください。

［内閣府ＨＰ］「ＮＰＯ 法人ポータルサイト」が新しくなりました！」
ＴＯＰ ＞ 新着情報一覧 ＞ 「ＮＰＯ法人ポータルサイト」が新しくなりました！
https://www.npo-homepage.go.jp/news/20230301_siterenewal

種苗法施行規則の一部を改正する省令等について
～日行連より～

標記の件について、日行連より周知依頼がありました。
詳細については、当会ＨＰ会員専用「業務情報」に掲載されている下記の資料をご確認ください。

【日行連発第１号】「種苗法施行規則の一部を改正する省令」等について.pdf
（１）種苗法施行規則の一部を改正する省令及び種苗法第二条第七項の規定に基づく重要な形質を定める件の全部を改正する件の一部を改正する件の施行について.pdf
（２）種苗法施行規則の一部を改正する省令の概要.pdf
（３）官報【省令】（種苗法施行規則の一部を改正する省令.pdf
（４）官報【告示】（種苗法第二条第七項の規定に基づく重要な形質を定める件の全部を改正する件の一部を改正する件）.pdf

栃木会の申請取次行政書士の動向

新規申出（３月）	５名
更新申出（３月）	３名
有効期限切れによる減少（３月）	３名
申請取次行政書士（３月末現在）	１５９名

★申出の必要書類・費用等、詳細は「会のホームページ－【会員専用】ページ－各種申請様式－申請取次行政書士―申請取次行政書士の手続き（説明）」をご確認ください。

※新規申出（失効し、再取得される方も新規扱いです）は面談の上、受け付けますので予約制となります。（予約先：０２８－６３５－１４１１）
次回の予約締切日：４月２８日（金）　受付日：５月１０日（水）時間は予約時に案内します。

※更新の書類締切は毎月１５日です。
（更新手続きは有効期限の２ヶ月半前から受付開始します。有効期限月のお手続きの場合、期限内に新たな証明書が届かないことがありますので、期限に余裕を持ってお手続きください。）

※令和５年度の日行連の申請取次関係研修会の日程表が公表されました。申出に関する特例措置等については、日行連ＨＰ会員向けサイト「連con」に掲載されております。

会員事務所訪問コーナー　おじゃましま～す！

氏　　名　飯塚 晃路
事務所名称　行政書士飯塚晃路事務所
所　在　地　宇都宮市大塚町１４番２３号
入　会　日　平成２６年４月１５日

栃木運輸支局近くの飯塚会員の事務所へおじゃましました。

Q　行政書士になる前はどのような事をしていましたか。

海外や英語に興味がありましたので２年間アメリカの大学に留学しておりました。帰国後は旅行会社で添乗員として、その後英会話学校で講師として働いておりました。

その頃に行政書士として活躍していた叔父の影響を受けて、私も行政書士の道を目指す事に決めましたが、今思うとまったくの畑違いの仕事でした。行政書士の存在すら知らなかった前職の時を思うと人生どうなるかわからないものです。

Q　主に取り扱っている業務についてはいかがですか。

事務所が栃木運輸支局前にあり、車関係を主な業務として取り扱っております。令和５年１月４日から車検証が電子化され、ＩＣチップが内蔵されたものになりました。他にも名義変更などの登録をする際に、以前は紙申請でしたが最近はＯＳＳ申請というオンラインでの申請も増えてきております。弊所も時代の流れに乗り遅れないよう、申請の電子化にも力を入れたいと思っております。

また、最近は行政書士の封印権（丁種封印）を使った車の登録業務が増えてきております。理由として、ナンバー変更が絡む登録に関して、本来であれば当該車両を管轄の運輸支局に持ち込んでそこで封印をする事としておりましたが、その封印権を使えば運輸支局に車両を持ち込まずにどこでも施封作業ができますので、お客様にも喜ばれております。この封印権はとても便利なので、今後も需要は増えていくかと思います。

さらに運送業の許認可申請にも力を入れております。既存のお客様はもちろんのこと、これから運送業を始めたいと思っているお客様も積極的にサポートしていきたいです。その他にも運送業に付随する特殊車両通行許可申請や基準緩和申請なども取り扱っております。

Q　趣味についてお聞かせください。

ジョギングをかれこれ１５年くらいはやっております。当初はジョギング後の食事を美味しく頂く為に走っていましたが、今では逆に走らないと体調が悪くなってしまいそうで定期的に走っております。目標はいつかホノルルマラソンに参加して完走したいですね。それに向けて日々精進しております。

運輸交通風営部主催の自動車登録研修会ではここ２年間講師を務められ、自動車登録業務や丁種封印がどのようなものかと飯塚会員から学んだ会員も多いのではないでしょうか。

今回は自動車登録業務が年間で最も忙しくなる時期にも関わらず、取材に快く応じていただき感謝しています。忙しい中でも、お客様から預かった大切な印鑑証明書や書き間違えの許されない書類をスピーディーかつ大切に取り扱われている事務所内の光景が印象的でした。申請の電子化にも力を入れたいという言葉に、私も見習わなくてはと感じました。

（支局長　小池　学）

支局かわら版

益子町・小宅古墳群

芳賀支部

今年の桜は、各地で例年よりかなり早く開花したようですね。

そんな中、益子町の桜の名所、小宅古墳群に足を運んで来ました。

小宅古墳群は、前方後円墳６基、円墳２９基の総数３５基からなる大規模な古墳群です。

前方後円墳といえば、当時「車塚」という名称で呼ばれていた古墳を「前方後円墳」と名付けたのは、宇都宮生まれの蒲生君平でした。

どこでもドアを抜けるとそこは古墳時代・・・というわけには行きませんね。

こちらの桜は、菜の花と一緒に楽しめるのが特徴です。

古墳群だけあって、起伏があって、様々な景色が楽しめます。

お隣にはこの古墳群を所有する亀岡八幡宮があります。

なぜ亀の石像が・・・と思ったら、それがそもそも亀岡の名前の由来ですね。

４月初旬の週末にはイベントも催されます。

益子といえば陶器市が有名ですが、春にはこうして桜や菜の花、夏にはひまわり、秋にはコスモスを楽しむことができます。

この記事が載る頃には桜の見ごろは終わりだとは思いますが、ひまわり畑やコスモス畑は「道の駅ましこ」から近いようですから、お出かけの際は併せて足を運んでみてはいかがでしょうか。

そうはいっても、やはり益子といえば、まずはゴールデンウィークの春の陶器市でしょうかね。

（支局長　柳　知明）

研修詳細

相続土地国庫帰属制度研修会

土地利用開発部　主催

○開催日時　令和５年６月６日（火）１３：３０～（１～２時間を予定）

○開催場所　宇都宮市文化会館　３階　第１会議室　（宇都宮市明保野町７－６６）

○研修内容　・相続土地国庫帰属制度について
・代理人として行政書士が関わる部分の注意事項について

○対 象 者　行政書士

○講　　師　宇都宮地方法務局　ご担当者様

○定　　員　９０名（先着）※受講者証を送付します。

○受 講 料　無料

○申込方法　ＦＡＸもしくはメール。(本会代表メールアドレス gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp)。

○申込締切　５月２６日（金）
（申し込み状況によっては、期日前に締め切らせていただきます。）

募　集

研修会申込書

申込欄に〇を付けＦＡＸ願います。（ＦＡＸ：０２８－６３５－１４１０）

研　修　名		受講料	申込〆切	申込		テキスト申込
				会員	補助者	
6/6	相続土地国庫帰属制度研修会	無　料	5/26			—

支部名		会員氏名	
ＦＡＸ		補助者氏名	

栃木県行政書士会員の動き

【入　会】　　（令和５年３月 31 日現在）

	支部・氏名	登録年月日 入会年月日	郵便番号	事務所名 所在地	電話	備考
	宇都宮 五家眞佐江	R5.3.1	320-0807	行政書士五家眞佐江事務所 宇都宮市松が峰 2-3-2 USK ディアパレス松が峰 604	028-678-5853	
	小　山 大橋　智子	R5.3.1	329-0111	行政書士大橋智子事務所 下都賀郡野木町丸林 641-18	0280-51-6848	

【退　会】

支　部	氏　名	退会年月日	備　考	支　部	氏　名	退会年月日	備　考
小　山	市村　忠男	R5.3.2	廃　業	日　光	入江　昭造	R5.3.31	廃　業
那　須	髙野　博行	R5.3.20	廃　業	宇都宮	平山　　了	R5.3.31	廃　業

【変　更】

支　部	氏　名	変更事項	変更内容
栃　木	鈴木　直弥	名称 所在地／電話番号	とちぎ行政書士法人本店 栃木市平柳町 1-11-11 ／ 0282-25-5218
栃　木	佐藤　晃市	名称	行政書士事務所　藤晃

令和５年度「栃木県行政書士会定期総会」「栃木県行政書士政治連盟定期大会」開催のお知らせ

日　時：令和５年５月２６日（金）
　　午後　１：００～　定期総会
　　午後　３：３０～　定期大会
　　午後　５：００～　懇親会
場　所：『ホテルニューイタヤ』天平の間
　　宇都宮市大通り２－４－６
　　☎０２８－６３５－５５１１

※開催通知、資料、出欠回答はがき等は５月２日に発送予定です。

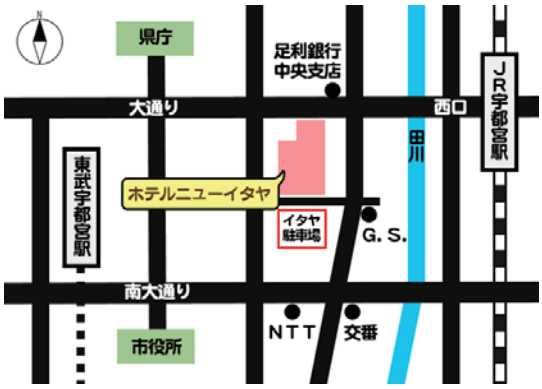

編集後記

北の山々が霞みはじめると、梅の花が咲き始め春の訪れを感じるようになります。農地を耕すトラクターのエンジン音、初心者マークを付けた車も多く感じ、新年度に向かい何かと忙しい季節が到来したような錯覚に囚われます。

コロナ感染は一段落したようで、多少安心はしましたが油断は禁物です。まだ多くの感染者がいます。健康で安心した暮らしができるよう、気を抜かないで暖かい季節を過ごしたいこの頃です。

（広報部　豊田近弘）

行政書士とちぎ　４月号　№556

発行人　栃木県行政書士会　会長　安野光宣
〒320-0046　宇都宮市西一の沢町１番 22 号
電　話　028-635-1411（代）
ＦＡＸ　028-635-1410
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　https://gt9.or.jp/
編　集　広報部
印刷所　有限会社　高久印刷

行政書士とちぎ 2023.4 令和5年4月15日発行 第556号
栃木県行政書士会 〒320-0046 宇都宮市西一の沢町1番22号 TEL028(635)1411(代)

行政書士は、さまざまな許認可や届出、遺言や相続、契約などの相談から書類作成まで全力でサポートします！

日本行政書士会連合会
Japan Federation of Certified Administrative Procedures Legal Specialists Associations
栃木県行政書士会

後援：総務省 栃木県

令和4年度行政書士制度広報月間10月1日～10月31日

日本行政書士会連合会 公式キャラクター ユキマサくん

行政書士相談センター
電話無料相談 月～金 9:00～17:00 祝日・年末年始・お盆を除く

まるくいく
028-638-0919